

# 日 退 教 事務局だより

15-5

日本退職教職員協議会

発行責任者 竹田邦明

2015年8月3日

FAX 送信 1枚

## 事務局から

### 2015年4月(6月受給分)からの年金額改定率について

2015年4月からの年金額改定については、2015年2月2日付け事務局速報14-9号で「2015年度(平成27年度)の年金額は0.9%引き上げ」

ただし、特例水準の解消との関係で

- ・1936年度(昭和11年度)以前生まれの方 0.9% (特例水準▲0.5%解消)
- ・1937年度(昭和12年度)生まれの方 1.3% (特例水準▲0.1%解消)
- ・1938年度(昭和13年度)以降生まれの方 1.4% (特例水準は2014年度で解消済み)となります。

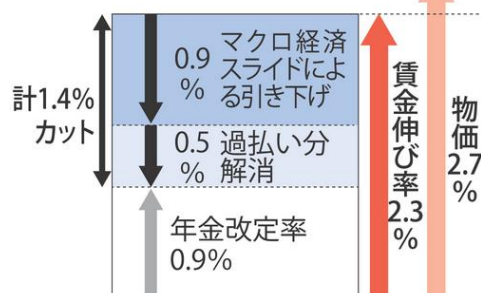
とお知らせしました。

6月中旬に共済組合や日本年金機構から年金改定証書が届いていますが、改定の率などは具体的に記載されておらず、額のみが記載されています。

実際の改定額は2014年度の特例水準の額と比較すると、

2015(平成27)年4月分からの年金額は、物価と賃金の伸び、特例水準の解消、およびマクロ経済スライドによる調整を合わせ、基本的には0.9%【1938(昭和13)年4月2日以降生まれの方は0.7%】程度の引上げとなります。

#### 2015年度の年金改定率



不十分な情報提供で誤解を与えましたことにお詫びいたします。なお、

- ・0.9% (または0.7%) は年金の改定率の幅であって、2014年度の年金額に上記の率をかけても改定後の年金額と同額にはなりません。
- ・年金の種類や組合員期間等によっては、過去の従前額保障に該当し、年金額が改定されない方もいます。
- ・加給年金や定額部分などもあり、個人による違いもあります。